

調査照会乱用問題の再発防止の要望

保険者 健康保険組合

被保険者

傷病名 1. 頸部捻挫
2. 背部打撲（下部）

負傷年月日 平成30年2月2日

診療期間 自平成30年2月20日～至平成30年2月20日

転帰 中止

問題の概要

一、保険者の意見

「負傷原因の確認」を行う理由、「特段の疑問」はないが「保険者の権限」があるから。また、「行政の通知」があるから。

本件では、被保険者が「業務中のケガ」と言っているという回答だった。

一、柔道整復師の報告

- ① 患者の原因はいわゆる「寝違い」の状況とこれに関連する疼痛で、頸部と背部の症状として整理。
この傷病回答に被保険者としての表現能力困難（医学医療の能力困難）を無視し、業務上負傷原因と結論づける「保険者の意思と診断能力問題」の注意。
- ② 保険者権限の大事とその行使で「不正防止対策の大変」に対し、もともと問題対象となるような件ではないものでもみんな調査対象とする問題。「受診妨害問題」回避の通知無視の問題。
- ③ 本件では「被保険者の弱者の立場」を見越す「保険者の権限」とその疑問行使の下で「業務上のケガ」とさせられた問題の看過と不問の注意。
- ④ 本件で、当初の柔道整復師への報告の「寝違い」と「背部打撲」あるいは「背部挫傷」を想わせることの適切妥当に対し、被保険者の回答にこれを無視や否定するような医学医療の不勉強保険者に対し被保険者として理解させる事の困難の看過不可で、その結果で本件を「業務上傷病

」としたことの問題こそ看過不可。もし、本当に業務上の傷病と認定されるような超過重労働なら誰れよりも被保険者の理解の大変で、それを柔道整復師の診断を否定する本件保険者の能力と権限の注意。

一、再発防止について

「不正防止対策の大変」の言をまたずと「権限の乱用の厳禁」の言をまたずの不知保険者に対する行政指導の大變に要望。

本件一件のみの要望ではなく、恐らく他も含め本来の不正防止対策無視で、この注意の徹底で、厚生労働省通知の誤用乱用の注意の要望。

もうひとつの注意の要望

本件は一例だが、本件の原因に見る柔道整復師業務に対する数かずの誤解の印象です。つまり、「医師ではないから」ということの相違点の拡大乱用で柔道整復師業務を無視する誤り注意。

医療利権化論の誤解と偏見の誤りが次つぎと改められましたが、照会調査乱用問題は「直接的対象問題事案のこと」ではなく、それ以前の「抽象的権限の適否問題」のため判り難いが、しかし、再発防止に一步前進の理解の周知徹底の要望。